定例庁議次第

令和８年２月２４日
役場２階第２会議室

１．開　会

２．挨　拶

３．審議事項
なし

４．報告事項
(1)　非公開

５．議案事項
(1)　議案第８号　吉岡町職員等の旅費に関する条例
（総務課　小林課長）【資料番号２】
(2)　議案第９号　吉岡町職員定数条例の一部を改正する条例
（総務課　小林課長）【資料番号３】
(3)　議案第１１号　吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
（住民課　深谷課長）【資料番号４】
(4)　議案第１２号　吉岡町災害弔慰金の支給等に関する条例
（健康福祉課　一倉課長）【資料番号５】
(5)　諮問第１号　人権擁護委員候補者の推薦について
（健康福祉課　一倉課長）【資料番号６】
(6)　諮問第２号　人権擁護委員候補者の推薦について
（健康福祉課　一倉課長）【資料番号７】
(7)　議案第１６号　吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例
（上下水道課　永井課長）【資料番号８】
(8)　議案第１７号　吉岡町下水道条例の一部を改正する条例
（上下水道課　永井課長）【資料番号９】

６．その他

７．閉会

様式第２号（第４条関係）

資料番号２

２月２４日　庁議提出案件【概要説明書】

●内　　容【３．議案事項（１．議案)】
○公　　開【１．公開】
○公開時期【１．庁議後】
○概要説明【１．要】

付議者　総務課長　小林　康弘

【議案名】

議案第８号　吉岡町職員等の旅費に関する条例

【提案理由】

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和６年法律第２２号）の施行に伴い、所要の改正を行うもの。

【概　要】

１　旅費の支給対象の見直し

（1）　旅行役務提供者への支払い（第３条及び第８条関係）

旅行者に対する旅費の支給に代えて、旅行役務提供者に対して直接旅費に相当する金額を支払うことができるよう定めるもの。

２　旅費の種類及び内容

（1）　鉄道賃における急行料金の距離制限の撤廃（第１０条関係）

急行料金の支給要件について、片道１００キロメートル以上とする距離制限を撤廃するもの。

（2）　宿泊費の上限付き実費支給（第１４条関係）

現行の定額支給から上限付き実費支給に改め、宿泊する都道府県ごとに上限額（宿泊基準額）を定めるもの。

（3）　旅行雑費の廃止及び宿泊手当の新設（第１６条関係）

現行の旅行雑費を廃止し、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てる費用として宿泊手当を新設するもの。

３　施行期日等（附則関係）

（1）　施行期日（附則第１条関係）

令和８年４月１日

（2）　経過措置（附則第２条関係）

施行日前に改正前の条例に規定する旅行命令等を発した旅行について、施行日以後に新条例により旅行命令等の変更を行った場合は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分については新条例の規定を適用し、当該変更の日前の期間に対応する分については、改正前の条例の規定を適用する。

（3） 他の条例の改正

ア　吉岡町固定資産評価審査委員会条例の一部改正（附則第４条関係）

吉岡町職員等の旅費に関する条例の全部改正に伴い、当該条例中の引用部分を改正するもの。

イ　特別職の職員の給与及び旅費支給条例の一部改正（附則第５条関係）

吉岡町職員等の旅費に関する条例の全部改正に伴い、当該条例中の引用部分を改正するもの。

ウ　吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（附則第６条関係）

吉岡町職員等の旅費に関する条例の全部改正に伴い、当該条例中の引用部分を改正するもの。

エ　吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（附則第７条関係）

吉岡町職員等の旅費に関する条例の全部改正に伴い、当該条例中の引用部分を改正するもの。

オ　吉岡町消防団条例の一部改正（附則第８条関係）

吉岡町職員等の旅費に関する条例の全部改正に伴い、当該条例中の引用部分を改正するもの。

【上程予定】

令和８年第１回定例会

様式第２号（第４条関係）

資料番号３

２月２４日　庁議提出案件【概要説明書】

●内　　容【３．議案事項（１．議案)】
○公　　開【１．公開】
○公開時期【１．庁議後】
○概要説明【１．要】

付議者　総務課長　小林　康弘

【議案名】

議案第９号　吉岡町職員定数条例の一部を改正する条例

【提案理由】

人口増及び業務量の増に対応するとともに、安定した行政運営を遂行する職員体制を確保するため、職員定数の見直しを行うもの。

【概　要】

１　職員の定数の見直し

（1）　町長の事務部局の職員数の見直し（第２条第１項第１号関係）

町長の事務部局の職員数を１１５人から１２７人に増員するもの。

（2）　教育委員会の事務部局の職員数の見直し（第２条第１項第６号関係）

教育委員会の事務部局の職員数を２０人から２２人に増員するもの。

２　施行期日（附則関係）

令和８年４月１日

【上程予定】

令和８年第１回定例会

様式第２号（第４条関係）

資料番号４

２月２４日　庁議提出案件【概要説明書】

●内　　容【３．議案事項（１．議案)】
○公　　開【１．公開】
○公開時期【１．庁議後】
○概要説明【１．要】

付議者　住民課長　深谷　智洋

【議案名】

議案第１１号　吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

【提案理由】

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４７号）の施行に伴い、 令和８年４月１日から「子ども・子育て支援納付金」を徴収するに当たり所要の改正を行うもの。

【概　要】

１　吉岡町国民健康保険税条例の一部改正

(1)　課税額に子ども・子育て支援納付金の制度を追加するもの（第２条第１項第１号及び第４号関係）

国民健康保険税の課税額に、子ども・子育て支援納付金に充てるための、子ども・子育て支援納付金課税額を追加するもの。

(2)　子ども・子育て支援納付金課税額の算出方法と賦課限度額の定義（第２条第５項関係）

子ども・子育て支援金課税額について、所得割額・平等割額・均等割額の合算額に、１８歳以上の被保険者均等割額を加算した額であること及び賦課限度額を３万円と定義するもの。

(3)　字句の整理（第３条関係）

地方税法を以下「法」とする定義が第２条第５項に追加されたことにより第３条から重複部分を削除するもの。

(4)　子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額、均等割額、１８歳以上被保険者均等割額、平等割額の算出方法及び定義（第９条の４から７まで関係）

子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額は基礎控除後の総所得金額に０．３％を乗じて算出すること、均等割額は１人につき１，２００円、１８歳以上被保険者均等割額は１８歳以上１人につき１００円を加算、平等割は８００円と定めるもの。

(5)　７割軽減額の定義（第２３条第１項第１号）

均等割７割軽減に該当する世帯の被保険者の子ども・子育て支援納付金課税額均等割軽減額を１人につき８４０円、１８歳以上被保険者均等割額の軽減額を７０円、７割軽減に該当する世帯の世帯別平等割額の軽減額を特定世帯２８０円、特定継続世帯４２０円、特定世帯と特定継続世帯以外の軽減額を５６０円と定めるもの。

(6)　５割軽減額の定義（第２３条第１項第２号関係）

均等割５割軽減に該当する世帯の被保険者の子ども・子育て支援納付金課税額均等割軽減額を１人につき６００円、１８歳以上被保険者均等割額の軽減額を５０円、５割軽減に該当する世帯の世帯別平等割額の軽減額を特定世帯２００円、特定継続世帯３００円、特定世帯と特定継続世帯以外の軽減額を４００円と定めるもの。

(7)　２割軽減額の定義（第２３条第１項第３号）

均等割２割軽減に該当する世帯の被保険者の子ども・子育て支援納付金課税額均等割軽減額を１人につき２４０円、１８歳以上被保険者均等割額の軽減額を２０円、２割軽減に該当する世帯の世帯別平等割額の軽減額を特定世帯８０円、特定継続世帯１２０円、特定世帯と特定継続世帯以外の軽減額を１６０円と定めるもの。

(8)　未就学児がある世帯の軽減額について（第２３条第２項第３号）

子ども・子育て支援納付金分の未就学児均等割額を７割軽減該当世帯は未就学児一人あたり１８０円、５割軽減該当世帯は未就学児一人あたり３００円、２割軽減該当世帯は未就学児一人あたり４８０円、軽減非該当世帯は未就学児一人あたり６００円と定めるもの。

(9)　出産被保険者に係る産前産後軽減額について（第２３条第３項第７号から第９号）

出産被保険者に係る産前産後軽減額の算出方法について、７・５・２割等の軽減後の額に子ども・子育て支援納付金の所得割・均等割・１８歳以上被保険者均等割額の各１２分の１の額に産前産後期間のうち当該年度に属する月数をかけた額と定めるもの。

(10)　１８歳未満被保険者がある世帯の子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額について（第２３条第４項関係）

１８歳未満被保険者が属する世帯の国民健康保険税子ども・子育て支援納付金の均等割額について、１８歳未満被保険者の均等割額を減額することを定めるもの。なお、「１８歳未満被保険者」とは、高校生世代以下の被保険者をいう。

(11)　上場株式等に係る配当所得等に係る課税の特例（附則第３項関係）

子ども・子育て支援納付金課税額について、上場株式等に係る配当所得等に係る課税の特例を定めるもの。

(12)　長期譲渡所得に係る課税の特例（附則第４項関係）

子ども・子育て支援納付金課税額について、長期譲渡所得に係る課税の特例を定めるもの。

(13)　一般株式等に係る譲渡所得等に係る課税の特例（附則第６項関係）

子ども・子育て支援納付金課税額について、一般株式等に係る譲渡所得等に係る課税の特例を定めるもの。

(14)　上場株式等に係る譲渡所得等に係る課税の特例（附則第７項関係）

子ども・子育て支援納付金課税額について、上場株式等に係る譲渡所得等に係る課税の特例を定めるもの。

(15)　先物取引に係る雑所得等に係る課税の特例（附則第８項関係）

子ども・子育て支援納付金課税額について、先物取引に係る雑所得等に係る課税の特例を定めるもの。

（16） 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例（附則第９項関係）

子ども・子育て支援納付金課税額について、土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例を定めるもの。

（17） 特例適用利子等に係る課税の特例（附則第１０項関係）

子ども・子育て支援納付金課税額について、特例適用利子等に係る課税の特例を定めるもの。

（18） 特例適用配当等に係る課税の特例（附則第１１項関係）

子ども・子育て支援納付金課税額について、特例適用配当等に係る課税の特例を定めるもの。

（19） 条約適用利子等に係る課税の特例（附則第１２項関係）

子ども・子育て支援納付金課税額について、条約適用利子等に係る課税の特例を定めるもの。

（20） 条約適用配当等に係る課税の特例（附則第１３項関係）

子ども・子育て支援納付金課税額について、条約適用配当等に係る課税の特例を定めるもの。

２ 施行期日等

（1） 施行期日（附則第１条関係）

公布の日から施行し、令和８年４月１日から適用する。

（2） 摘用区分（附則第２条関係）

この条例の改正後の吉岡町国民健康保険税条例の規定は、令和８年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和７年度分までの国民健康保険税については、従前の例による。

【上程予定】

令和８年第１回定例会

様式第2号（第4条関係）

資料番号５

２月 24日　庁議提出案件【概要説明書】

●内　　容【3. 議案事項（1. 議案）】
〇公　　開【1. 公開】
〇公開時期【1. 庁議後】
〇概要説明【1. 要】

付議者　健康福祉課長　一倉　哲也

【議案名】

議案第12号　吉岡町災害弔慰金の支給等に関する条例

【提案理由】

群馬県市町村総合事務組合による災害弔慰金の支給等に関する事務の共同処理を取りやめることに伴い、災害弔慰金の支給等に関する事務に必要な事項を制定するもの。

【概　要】

1　総則（第1章関係）

本条例の目的及び使用される用語の定義を定めるもの。

2　災害弔慰金の支給（第2章関係）

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第1条の規定による災害により死亡したとき、その遺族に対し支給する災害弔慰金について、支給する遺族、金額、死亡の推定、支給の制限、手続を定めるもの。

3　災害障害見舞金の支給（第3章関係）

町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったときに災害弔慰金の支給等に関する法律別表に掲げる程度の障害があるときに支給する災害障害見舞金について、金額を定めるもの。なお、支給の制限及び手続については災害弔慰金の規定を準用するものとする。

4　災害援護資金の貸付け（第4章関係）

災害により被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため行う災害援護資金の貸付けについて、限度額、保証人及び利率、償還、償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金を定めるもの。

5　雑則（第5章関係）

吉岡町災害弔慰金支給審査委員会の設置、委任について定めるもの。

6　施行期日（附則関係）

令和8年4月1日

7　吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（附則関係）

吉岡町災害弔慰金支給審査委員会の設置に伴い、委員の報酬を定めるもの。

様式第２号（第４条関係）

資料番号６

２月２４日　庁議提出案件【概要説明書】

●内　　容【３．議案事項（５．諮問)】
○公　　開【１．公開】
○公開時期【１．庁議後】
○概要説明【１．要】

付議者　健康福祉課長　一倉　哲也

【議案名】

諮問第１号　人権擁護委員候補者の推薦について

【提案理由】

人権擁護委員の任期満了に伴い、その推薦を行うに当たり、あらかじめ議会の意見を求めるもの。

【概　要】

１　推薦者（新任）

※個人情報のため非公開

２　委員の任期（人権擁護委員法第９条）及び年齢制限（法務局長及び地方法務局長に対する国からの通達による要請）※

令和８年７月１日から令和１１年６月３０日まで

※１期を３年とし、新任の場合は６８歳以下、再任の場合は７５歳未満。

上限年齢は、人権擁護委員活動の活性化を図るという観点から、一応の年齢の上限として定められているものであり、上限年齢を上回る者であっても、当該候補者の経歴、社会活動への意欲及び健康状態にかんがみ、人権擁護委員として求められる活発な活動が期待できる候補者の推薦を妨げるものではない。

【上程予定】

令和８年第１回定例会

【備　考】

同候補者の推薦については、令和８年３月末日までに前橋地方法務局への報告を必要とする。

様式第２号（第４条関係）

資料番号７

２月２４日　庁議提出案件【概要説明書】

●内　　容【３．議案事項（５．諮問)】
○公　　開【１．公開】
○公開時期【１．庁議後】
○概要説明【１．要】

付議者　健康福祉課長　一倉　哲也

【議案名】

諮問第２号　人権擁護委員候補者の推薦について

【提案理由】

人権擁護委員の任期満了に伴い、その推薦を行うに当たり、あらかじめ議会の意見を求めるもの。

【概　要】

１　推薦者（新任）

※個人情報のため非公開

２　委員の任期（人権擁護委員法第９条）及び年齢制限（法務局長及び地方法務局長に対する国からの通達による要請）※

令和８年７月１日から令和１１年６月３０日まで

※１期を３年とし、新任の場合は６８歳以下、再任の場合は７５歳未満。

【上程予定】

令和８年第１回定例会

【備　考】

同候補者の推薦については、令和８年３月末日までに前橋地方法務局への報告を必要とする。

様式第２号（第４条関係）

資料番号８

２月２４日　庁議提出案件【概要説明書】

●内　　容【３．議案事項（１．議案)】
○公　　開【１．公開】
○公開時期【１．庁議後】
○概要説明【１．要】

付議者　上下水道課長　永井　勇一郎

【議案名】

議案第１６号　吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例

【提案理由】

災害その他非常の場合において、迅速に給水装置の復旧等をできるようにするため、給水装置の工事ができる者についての特例を定めるもの。また、検針周期の変更に伴い、所要の改正を行うもの。

【概　要】

１　災害その他非常時の場合における給水装置工事の施工に係る改正（第７条第１項及び第２項関係）

災害その他非常の場合において、地元の給水装置工事事業者の確保が困難となると判断されるときは、宅内配管を早期復旧するとともに、被災地における給水装置工事の適正な実施を図るため、他の水道事業者が指定した給水装置工事事業者による給水装置工事の実施を可能にし、宅内配管の復旧に対応する業者を確保するために特例を定めるもの。

２　検針周期の変更に係る改正

吉岡町水道事業の経営基盤の安定化を目的とし、経費削減のため水道検針周期を毎月検針から隔月検針へ変更することに伴い、所要の改正を行うもの。

(1)　料金に係る改正（第２５条第１項及び第３項関係）

隔月検針に合わせ、料金は「隔月検針により使用水量を計量する場合においては、当該各月分の額を合計したもの」とするもの。併せて料率区分の用途変更に係る対象期間を連続する４月に変更するもの。

(2)　料金の算定に係る改正（第２６条第１項及び第２項関係）

料金算定の基準日を隔月の定例日に変更し、計量した使用水量をその日の属する月分とその前月分に均等に分け、使用量として料金を算出する方法に改めるもの。併せて町長が必要と認めたときは、毎月の定例日に計量し、その使用水量をもって料金を算定する方法に改めるもの。

(3)　料金の徴収方法に係る改正（第３０条第１項関係）

料金の徴収方法に口座振替を加え、２か月分をまとめて徴収する方法に改めるもの。併せて町長が必要と認めたときは、この限りでないと改めるもの。

３　施行期日等（附則関係）

（1）　施行期日（附則第１条関係）

令和８年４月１日

（2）　経過措置（附則第２条関係）

この条例による改正後の吉岡町水道事業給水条例の規定は、前項に規定する施行の日以後に計量された使用水量に係る料金について適用し、同日前に計量された使用水量に係る料金については、なお従前の例によることとするもの。

【上程予定】

令和８年第１回定例会

様式第２号（第４条関係）

資料番号９

２月２４日　庁議提出案件【概要説明書】

●内　　容【３．議案事項（１．議案)】
○公　　開【１．公開】
○公開時期【１．庁議後】
○概要説明【１．要】

付議者　上下水道課長　永井　勇一郎

【議案名】

議案第１７号　吉岡町下水道条例の一部を改正する条例

【提案理由】

水道の検針周期の変更に伴い所要の改正を行うもの。

【概　要】

１　下水道事業の使用料の徴収月の変更（第１７条第２項及び旧第１７条第３項関係）

水道の検針周期の変更に伴い、下水道使用料の徴収について必要な事項を定めるもの。

２　技術的改正

（1）　条項ずれ対応（新第１７条第３項関係）

本条例による改正に伴う条項ずれ対応を行うもの。

（2）　字句の整理（第１７条第２項関係）

その他字句の整理を行うもの。

３　施行期日等（附則関係）

（1）　施行期日（附則第１条関係）

令和８年４月１日

（2）　経過措置（附則第２条関係）

この条例による改正後の吉岡町下水道条例の規定は、前項に規定する施行の日以後に算定された汚水の量に係る使用料について適用し、同日前に算定された汚水の量に係る使用料については、なお従前の例によることとするもの。

【上程予定】

令和８年第１回定例会